基山町公立学校情報機器(Wi-Fi 端末)整備事業 公募型プロポーザル実施要領

令和2年 9月 基山町教育学習課

基山町公立学校情報機器(Wi-Fi 端末)整備事業 公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」における、高速大容量の通信ネットワークを整備するとともに、国が示す「児童生徒1人1台端末の整備」に対応した情報機器(以下、「端末」という。)の配備により、Society5.0 時代に求められる情報活用能力の育成など、本町の教育の質を高め、より充実した教育を実現するための ICT 環境を整備することを目的とする。本要領は、「基山町公立学校情報機器(Wi-Fi 端末)整備事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるもの。

2 事業概要

- (1) 事業名 基山町公立学校情報機器 (Wi-Fi 端末) 整備事業
- (2) 事業内容 「基山町公立学校情報機器 (Wi-Fi 端末) 整備事業 | 仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約締結日の翌日から令和3年2月15日(月)まで ※ただし、履行期限については、必要に応じて受託事業者の提案スケジュールを参 考に協議の上決定する。
- (4) 購入物品等名及び数量 Wi-Fi 端末一式 1,340 台 (基本要件と拡張要件のすべてを満たした仕様とすること)
- (5) 提案上限額

提案額の上限は、76,380,000 円とする。 ただし、拡張要件の上限額を16,080,000 円とする。

(6)納入場所 基山町内 町立小中学校

基山小学校 667 台 若基小学校 223 台 基山中学校 450 台

(7) 実施形式 公募型プロポーザル形式

※実施要領、仕様書等の資料の提供については、次のとおりとする。

- ・提供場所 基山町ホームページよりダウンロード
- ·提供開始日 令和2年9月18日(金)12:00

3 スケジュール

公募開始 (実施要領の公表)	令和2年 9月18日(金)
参加表明書受付期間	令和2年 9月18日(金)~
	令和2年 9月28日(月)
参加表明に関する質問期間	令和2年 9月18日(木)~
	令和2年 9月24日(木)
参加資格審査結果通知書送付	令和2年 9月29日(火)
企画提案書受付期間	令和2年 9月30日(水)~
	令和2年10月14日(水)

企画提案に関する質問期間	令和2年 9月29日(火)~
	令和2年10月12日(火)
企画提案書プレゼンテーション	令和2年10月19日(月)【予定】
審査結果通知	令和2年10月21日(水)

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われた者でないこ と。ただし、入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。
- (3) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加表明時点で指名停止を受けている期間がないこと。
- (5) 基山町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 過去5年間に、本業務と同種又は類似業務について、国、地方公共団体等と契約実績がある こと。
- (7) Distributor Authorized Reseller (DAR) としてパートナー認定を受けていること。

5 参加表明の手続

- (1) プロポーザルへの参加表明者は必要書類を期限までに提出すること。
 - ① 提出書類
 - ·参加表明書(様式第1号)
 - ・会社概要書(様式第2号。会社概要記載のパンフレットを添付すること。)
 - ·業務経歴書(様式第3号)
 - ・業務体制表(様式第4号)
 - ② 提出期限 令和2年9月28日(月)まで
 - ③ 提出先 「11 担当部署」に記載する担当
 - ④ 提出方法 持参又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
 - ⑤ 提出部数 各15部 (原本1部、写し14部 会社概要パンフレットは1部提出)
- (2) 参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。
 - ① 結果通知日 令和2年9月29日(火)
 - ② 通知方法

参加表明を行った全ての者に参加資格審査結果通知書(様式第5号)により結果を郵送する。また、取り急ぎファックス又は電子メールにて結果を送信する。参加資格を有すると認めた者にはプロポーザル企画提案書提出要請書(様式第6号)により企画提案書

及び調書等(以下「企画提案書等」という。)の提出を依頼する。

- ③ その他
 - ア 提出書類の返却は行わないものとし、今回のプロポーザル以外の目的で提出書類の利用 はしない。
 - イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和 2 年 10 月 14 日 (水) 17 時までに辞退届 (様式第 7 号)を提出すること。原則として、この辞退届の提出期限後の辞退は認めない。
- (3) 質問及び回答は、次のとおり行うものとする。
 - ① 参加表明に関する質問の場合
 - ア 提出期限 令和2年9月24日(木) 17時まで
 - イ 回答方法 令和2年9月25日(金) までに質問者へファックス又は電子メールにて回答する。
 - ② 企画提案書に関する質問の場合
 - ア 提出期限 令和2年10月12日(火) 17時まで
 - イ 回答方法 令和 2 年 10 月 13 日 (水) までに質問に対する回答を審査対象者全員へファックス又は電子メールにて回答する。
 - ③ 提出先 「11 担当部署」に記載する担当
 - ④ 提出方法

質問票(様式第8号)に質問事項を記載し、ファックス又は電子メールにて提出すること。なお、提出した際は、受信確認を電話で行うこと。

- ⑤ その他
 - ア 電話または口頭による質問は、受け付けない。
 - イ 期限以降の質問は、受け付けない。
 - ウ 審査 (評価) に関する質問は、受け付けない。
 - エ 質問者名の公表は行わない。

6 企画提案

本プロポーザルの参加資格を満たした者は、次の書類等を提出すること。

- (1)提出書類等
 - ① 企画提案書等
 - ア 表紙、目次、本編で構成するものとし、表紙には企画提案書 基山町公立学校情報機器 端末整備事業 (様式第9号)を使用すること。
 - ※文書様式にはこだわらないが、仕様書にそって記入すること。
 - イ 用紙サイズ、枚数の制限はないものとする。
 - ウ 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図や表などを適宜使用するなど、 見やすく明確な提案書を作成すること。
 - エ 提出部数 各15部(原本1部、写し14部)
 - ② 見積書
 - ア 様式については、見積書(様式第10号)を使用し、明細(様式自由)を添付すること。 また、一括値引き欄は設けないこと。

- イ 令和2年度を試用期間、令和3年度から本格運用とし、設定料、サポート料、ライセンス料等は令和7年度末までの総額で表示し、積算根拠について記載すること。ただし、ソフトウェアで2年目以降で経費がかかる場合については令和7年度末までの経費を参考価格として別に記載し、明細を添付する。
- ウ 提出部数 各15部(原本1部、写し14部)
- ③ 納品スケジュール表

ア様式は任意とし、納品時の設定における現地作業日程を明示すること。

- イ 提出部数 各15部(原本1部、写し14部)
- ④ 情報機器端末 (Wi-Fi 端末) サンプル (提供可能な業者)
- (2) 提出期限 令和2年10月14日(水)午後5時まで(土日祝日を除く)
- (3)提出方法

持参または郵送(配達証明書付き書留郵便)に加えてデータ(CD-R)も提出すること。 なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付け、郵便事 故等については町はその責めを負わない。

(4)提出先 「11 担当部署」に記載する担当

7 審査及び選定方法

(1) 1次審査

提案者が6者以上の場合は、企画提案書を提出後に、下記項目で書類による審査を行い、2次審査に参加する5者を選定する。この場合、一次審査にて選定されなかった者に対して10月16日(金)にその旨を通知する。

項番	評価項目	審査・評価の視点	配点
1	企業評価	・過去に、類似業務の実績があるか。 ・本業務に関する専門知識や経験を有し、的 確な支援が可能であるか。	25
2	端末の設計及び設定	・仕様書の水準を満たす設計及び設定が可能であるか。	10
3	導入における研修について	・仕様書に基づいた研修が可能であるか。	10
4	機器の仕様	・仕様書の水準より高いものであるか。	15
5	ソフトウェアの仕様	・仕様書の水準より高いものであるか。	15
6	価格評価	・令和2年度を試行期間とし、令和3年度から5年間の運用を見通した持続可能な価格 提案であるか。	25

合計 100 点

(2) 2次審査

①選定方法

ア.審査を厳正かつ公正に行うため、本業務に関する選定委員会を設置し、一定の評価基準を満たした最優秀提案者を契約締結候補者、次点の提案者を次点候補者として選定する。

イ.同点の場合は、提案のあった見積金額が最も低い提案者を優先候補者とし、見積額でも同一

となった場合には、選定委員の過半数で決し、同数のときは委員長の決するところにより選定 する。

- ウ.選定委員会は、非公開とする。
- エ.提案者が複数いなかった場合でも、選定委員会において内容の審査を行い、一定の評価基準 を満たした場合に契約締結候補者として選定する。
- オ.審査は、プレゼンテーションによる説明及び端末のデモンストレーションの内容により行う。
- ②プレゼンテーションの実施
 - ア.実施日 令和2年10月19日(月)【予定】
 - イ.実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
 - ウ.参加人数 4人以内
 - エ.持ち時間 提案30分以内、質疑応答15分以内とする。
 - オ.留意事項
 - ・スクリーンとプロジェクターは本町が準備する。パソコンは提案者が用意すること。
 - ・可能であれば、Wi-Fi 端末のサンプルを事前に提出すること。

③評価項目及び配点 計200点

・プレゼンテーションの内容による審査

項番	評価項目	審査・評価の視点	配点
1	企業評価	・過去に、類似業務の実績があるか。 ・本業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援が可 能であるか。	20
2	導入支援	・ネットワークとの接続やアカウント設定など、導入支援 体制が十分であるか。	10
3	研修体制	・教員がICT機器を活用した授業を円滑に実施すること ができるような研修体制が構築されているか。	20
4	サポート体制	・機器故障時のサポートは、充実しているか。 ・令和2年度を試行期間とし、令和3年度から5年間の 運用を見通したサポート提案であるか。	30
5	実現性(業務遂 行能力)	・できるだけ早く納品できるような体制となっているか。	20
6	独自の提案	・仕様書に示すものの他、本業務の目的を達成する上で、 効果的または魅力的な提案があるか。	20
7	プレゼンテーション	・提案資料に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容に説得力があるか。 ・本業務に対しての熱意や積極性が感じられるか。	10
8	価格評価	・提出された価格提案書について評価する。 ・令和2年度を試行期間とし、令和3年度から5年間の 運用を見通した持続可能な価格提案であるか。	20

・Wi-Fi 端末のサンプルを使ったデモンストレーションによる審査

1		機器の及びソフ トウェアの活用	・各機器は仕様書に示した内容を超えているか。	
	1		・授業等で機器およびソフトウェアを活用する上で、効果	50
			的な提案となっているか。	

小計 50 点

(5) 審査結果

審査結果は令和2年10月21日(水)に全ての審査参加者へ審査結果通知書(様式第11号及び様式第12号)により通知するとともに町のホームページ等にて公開する。

(6) その他

審査の追加資料の提出は認めないものとし、審査の経緯・内容に関する問合せには、一切回答しない。

8 契約候補者の選定

- (1) 審査は、企画提案書等に記載された内容のプレゼンテーション及びヒアリングにより選定 委員会において総合的に審査・採点を行い、得点の最も高い者を契約候補者として選定する。
- (2) プレゼンテーションは公開とするが、審査対象者のノウハウを最大限引き出すためにヒアリング審査及び選定委員会は非公開とする。
- (3) 契約締結前に、本町と契約候補者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議に当たっては、本件発注内容の一部を修正する場合がある。
- (4) 契約候補者は、本件発注内容の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (5) 契約時期は、令和2年10月下旬を予定。
- (6) 契約候補者が、契約を辞退したとき、又は特別な理由により契約候補者と契約締結できないときは、審査の総合得点が高い事業者の順に契約交渉を行うものとする。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル参加表明者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるもの

10 その他の留意事項

- (1) 本公募型プロポーザルに伴う、参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加表明者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の

法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加表明者が負うものとする。

- (3) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、本公募型プロポーザルにおける業者選定の目的以外に使用しない。
- (4) 提出された書類は、業者選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

11 担当部署

担当課及び各種書類等提出先

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

基山町教育学習課 学校教育係 (担当:酒井、音成)

TEL 0942 (92) 7980 (直通) FAX 0942 (92) 0741

E-mail: gakko-3@town.kiyama.lg.jp